

統計業務の質の向上に向けた専門家会議の開催について

令和8年3月9日

総合教育政策局長・科学技術・学術政策局長決定

1. 趣旨

公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える社会の重要な情報基盤であり、証拠に基づく政策立案(EBPM)を支える情報基盤としても、その重要性はますます高まっている。

社会経済情勢が大きく変化していく中で、その変化に的確に対応し、社会に有用な高い品質の統計を作成し、使いやすく提供することが求められている。

このような状況を踏まえ、基幹統計及び一般統計を中心とした調査等について、統計の検討方針や公表方針などについて確認機能を強化する観点から、専門的知見を有する者の意見を聴取し、統計業務の質の一層の向上を図ることを目的として、本会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 対象統計の調査設計(調査方法、調査対象、標本設計等)の妥当性に関する事項
- (2) 集計方法、推計方法の妥当性に関する事項
- (3) 調査の実施及び運営に関する事項
- (4) その他、統計業務の質の向上に資する事項

3. 実施方法

- (1) 別紙の専門的知見を有する者等の協力を得て、2. に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 本会議に主査及び副主査を置き、総合教育政策局長及び科学技術・学術政策局長があらかじめ指名する。
- (3) 主査は、本会議の議事を整理する。また、副主査は、主査を補佐し、主査が本会議に出席できない場合は、その職務を代理する。
- (4) 本専門家会議の下に、ワーキンググループを置くことができる。
- (5) 必要に応じ、(1)以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 実施期間

令和8年3月27日から令和10年3月31日まで

5. その他

- (1) 本会議に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、総合教育政策局参事官(調査企画担当)付及び科学技術・学術政策局研究開発戦略課において処理する。
- (2) その他、本会議の運営に必要な事項がある場合には、会議に諮って定める。

統計業務の質の向上に向けた専門家会議 構成員

- 石田 賢示 東京大学社会科学研究所 准教授
- 卯月 由佳 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部 副部長・総括研究官
- 岡室 博之 駒沢大学経済学部現代応用経済学科 教授
- 木村 治生 ベネッセ教育総合研究所 主席研究員
- 清原 慶子 杏林大学 客員教授
- 千野 雅人 統計数理研究所 大学統計教員育成センター センター長・特任教授
- 土屋 隆裕 横浜市立大学データサイエンス学部 学部長・教授
- 椿 広計 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
データサイエンス共同利用基盤施設副施設長